

税務調査の流れ

国税総局は会社へSPP（調査実施通知書）を出す

↓
会社はSPPの受領

↓
税務調査の実施

↓
SPHPの受領
(結果報告である追徴計算書)

↓
Closing Conference
(最終検討会議)

↓
税務調査の終了で、国税総局はSKPとSTPを出す。

SKP（税務査定書）は3種類がある；

- a SKPKB；未払い不足税務査定書
- b SKPLB；過払い税務査定書
- c SKPN；ゼロ税務査定書

STP（税務追徴書）

↓
異議申し立て

↓
税務裁判

資料提出（約3ヶ月～5ヶ月かかる）や工場訪問調査

反論がある場合、7営業日に反論レターを提出。提出しない場合、その後の異議申し立ての手続きに進むことができなくなる

調査担当官と会社側との間で最終検討会議が行われる。同意か同意しないかを記載し、納税者は当該書類に署名をしなければならない

SKPに不服な場合、国税総局に対し意義申し立てをする

SKPの発行日から3ヶ月以内に出す。国税総局は12カ月以内に異議申し立てし受領より決定を下す。

意義申し立てへの国税総局の審査決定の全部または1部に不服がある場合、3ヶ月以内に税務裁判所に提訴することができる